

プレスリリース

令和8年1月22日
置賜総合支庁

報道関係者 各位

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 山形県西置賜郡飯豊町大字萩生1387番地の2
嘉藤 敏昭
- (2) 山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子311番地5
有限会社齋藤組（代表取締役 齋藤 克幸）

2 処分の内容

- (1) 嘉藤 敏昭
産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第00608246084号）の全部停止
(令和8年1月29日から同年3月14日までの45日間)
- (2) 有限会社齋藤組
産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第00608213186号）の全部停止
(令和8年1月29日から同年3月14日までの45日間)

3 処分年月日等

- (1) 処分年月日
令和8年1月22日
- (2) 根拠法令
法第14条の3（第1号該当）
- (3) 処分理由
令和7年7月、関係者からの報告等により、当時は許可を受けていなかった嘉藤氏が有限会社齋藤組の名義を用いて令和6年10月に他人の産業廃棄物を収集運搬した事実を確認したが、嘉藤氏は許可申請時に県が実施した立入検査において無許可での収集運搬を行っていない旨の虚偽説明を行っていた。

また、有限会社齋藤組は当該産業廃棄物の排出者と書面で委託契約を締結し、嘉藤氏による同社名義での無許可収集運搬を容易にした。

問合せ先

保健福祉環境部環境課
課長補佐（廃棄物対策担当） 横山 英史
TEL 0238-26-6034
広報監 総務企画部長 小林 直樹